

	改 正 案	現 行
（公営住宅建替事業の施行の要件）	（公営住宅建替事業の施行の要件）	（公営住宅建替事業の施行の要件）
第三十六条	第三十六条	第三十六条
一・二（略）	一・二（略）	一・二（略）
三 公営住宅建替事業により新たに整備すべき公営住宅の戸数が当該事業により除却すべき公営住宅の戸数以上であること。ただし、当該土地の区域において道路、公園その他の都市施設に関する都市計画が定められている場合、当該土地の区域において新たに社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十二条第一項に規定する社会福祉施設又は公共賃貸住宅を整備する場合その他特別の事情がある場合には、当該除却すべき公営住宅のうち次条第一項の承認の申請をする日において入居者の存する公営住宅の戸数を超れば足りる。	三 公営住宅建替事業により新たに整備すべき公営住宅の戸数が当該事業により除却すべき公営住宅の戸数以上であること。ただし、当該土地の区域において道路、公園その他の都市施設に関する都市計画が定められている場合、当該土地の区域において新たに社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第五十七条第一項に規定する社会福祉施設又は公共賃貸住宅を整備する場合その他特別の事情がある場合には、当該除却すべき公営住宅のうち次条第一項の承認の申請をする日において入居者の存する公営住宅の戸数を超れば足りる。	三 公営住宅建替事業により新たに整備すべき公営住宅の戸数が当該事業により除却すべき公営住宅の戸数以上であること。ただし、当該土地の区域において道路、公園その他の都市施設に関する都市計画が定められている場合、当該土地の区域において新たに社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十二条第一項に規定する社会福祉施設又は公共賃貸住宅を整備する場合その他特別の事情がある場合には、当該除却すべき公営住宅のうち次条第一項の承認の申請をする日において入居者の存する公営住宅の戸数を超れば足りる。
四（略）	四（略）	四（略）
（社会福祉法人等による公営住宅の使用等）	（社会福祉法人等による公営住宅の使用等）	（社会福祉法人等による公営住宅の使用等）
第四十五条 事業主体は、公営住宅を社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業のうち厚生省令・建設省令で定める事業を運営する同法第二十二条に規定する社会福祉法人その他厚生省令・建設省令で定める者（以下この項において「社会福祉法人等」という。）に住宅として使用させることが必要であると認める場合において建設大臣の承認を得たときは、公営住宅の適正	第四十五条 事業主体は、公営住宅を社会福祉事業法第二条第一項に規定する社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業のうち厚生省令・建設省令で定める事業を運営する同法第二十二条に規定する社会福祉法人その他厚生省令・建設省令で定める者（以下この項において「社会福祉法人等」という。）に住宅として使用させることが必要であると認める場合において建設大臣の承認を得たときは、公営住宅の適正	第四十五条 事業主体は、公営住宅を社会福祉事業法第二条第一項に規定する社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業のうち厚生省令・建設省令で定める事業を運営する同法第二十二条に規定する社会福祉法人その他厚生省令・建設省令で定める者（以下この項において「社会福祉法人等」という。）に住宅として使用させることが必要であると認める場合において建設大臣の承認を得たときは、公営住宅の適正

かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該公営住宅を社会福祉法人等に使用させることができる。

254 (略)

適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該公営住宅を社会福祉法人等に使用させることができる。

254 (略)